

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 7 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今後の新型コロナワクチン接種について（その 4）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今後の新型コロナワクチン接種の在り方については、「今後の新型コロナワクチン接種について（その 3）」（令和 5 年 2 月 22 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「2 月事務連絡」という。）等において、その検討状況をお知らせしてきたところです。

本日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において今後の接種に向けた法令改正の諮問手続を行ったところ、その内容が了承されたため、その内容及び接種実施に当たっての留意事項について、下記のとおりお知らせいたします。

本日も了承された内容を踏まえて、今後速やかに法令改正手続を進めてまいります。各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容等を踏まえて、順次必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 今後の新型コロナワクチン接種について

分科会において了承された今後の新型コロナワクチン接種の方針は以下のとおり。（下線部は、2 月事務連絡でお示しした内容からの主な変更点）

（1）接種の法的位置づけについて

2023 年度の 1 年間は、現行の特例臨時接種（※）の実施期間を延長することにより、接種を継続する。なお、2024 年度以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当。

（※）令和 4 年 12 月 9 日に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）第 5 条の規定により

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定は削除され、改正法附則第 14 条第 1 項の経過措置規定により、改正後の予防接種法第 6 条第 3 項の規定によるものとみなして、実施を継続することを可能としている。

（2）2023 年度の追加接種のスケジュールについて

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（以下「基本方針部会」という。）の取りまとめを踏まえ、有効性の持続期間等から検討を行い、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬（9 月から 12 月）にかけて 1 回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏（5 月から 8 月）にかけて前倒してさらに 1 回接種を行う。

春夏の接種（以下「令和 5 年春開始接種」という。）は、5 月 8 日から開始することとし、これに伴い、12 歳以上の者に対する令和 4 年秋開始接種は 5 月 7 日をもって終了することとする。各市町村においては、住民に対して、令和 4 年秋開始接種終了時期を周知し、未接種であって接種を希望する者には早期の接種予約を促すこと。また、令和 5 年春開始接種は、秋冬の接種の開始の際（具体的な開始期日については今後お示しする予定）に終了することを予定しているため、各市町村においては、住民に対して、令和 5 年春開始接種を受けることを希望する者は 8 月末までに接種予約を行うよう周知すること。

なお、5 歳以上 11 歳以下の者に対する接種については、（6）③に記載のとおりとする。

（3）2023 年春夏の追加接種について

①接種対象者

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い 65 歳以上の高齢者及び5 歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものに接種を行うとともに、第二期追加接種（従来ワクチンの 4 回目接種）の際と同様、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者にも接種機会を提供する。

なお、令和 5 年春開始接種は 5 月から 8 月にかけて実施することとなるが、各ワクチンについては、薬事上規定される接種間隔（最終接種から少なくとも 3 か月）を空けて実施する必要があることに留意すること。

②使用するワクチン

現在使用しているオミクロン株対応 2 価ワクチンの使用を基本とする。その際、何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、組換えタンパクワクチン等も使用可能とする。

（4）2023 年秋冬の追加接種について

①接種対象者

追加接種可能な全ての年齢の者を対象とする。

②使用するワクチン

2023 年度の早期に結論を得るよう、今後検討を進める。

(5) 公的関与規定の適用について

2023 年度において、令和 5 年春開始接種以降の接種については、65 歳以上の高齢者及び5 歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第 8 条（接種勧奨）及び第 9 条（努力義務）の規定の適用を除外する。

(6) その他

①初回接種の実施について

特例臨時接種の実施期間である 2023 年度の 1 年間は、引き続き、生後 6 か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施することとする。

②第一期追加接種及び第二期追加接種の実施について

第一期追加接種及び第二期追加接種については、2023 年 3 月 31 日をもって終了することとする。

③5 歳以上 11 歳以下の者に対するオミクロン株 (BA. 4-5) 対応 2 価ワクチンの接種について

2 月 28 日にファイザー社の 5～11 歳用オミクロン株 (BA. 4-5) 対応 2 価ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、同ワクチンを令和 4 年秋開始接種の使用ワクチンに位置づけ、初回接種を完了（第一期追加接種を完了している場合も含む。）し、前回の新型コロナワクチン接種の終了後 3 か月以上経過した全ての 5 歳以上 11 歳以下の者に対して接種可能とする。

当該接種については、3 月 8 日から開始することとする。（2）のとおり、12 歳以上の者に対する令和 4 年秋開始接種は 5 月 7 日をもって終了することとするが、5 歳以上 11 歳以下の者については、オミクロン株 (BA. 4-5) 対応 2 価ワクチンの接種開始からの期間が短く、十分な接種機会が確保されていないことから、全ての者に対して、秋冬の接種の開始までの間、接種機会を提供することとする。この点、令和 5 年春開始接種の開始日（5 月 8 日）以降においては、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものについては、令和 4 年秋開始接種の実施の有無を問わず、令和 5 年春開始接種として 1 回の接種を行うこととし、それ以外の健常な者については、令和 4 年秋開始接種を未実施である場合に限り、令和 4 年秋開始接種として 1 回の接種を行うこととする。

2. 接種実施に当たっての留意事項について

(1) 接種体制の整備について

2023 年度の接種体制については、現時点では短期間で集中的に接種を促進するような状況は見込まれず、また、新型コロナワクチンの安定的な制度の下での接種を見据えると、個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当である。なお、必要とする者が身近なところで接種が受けられるよう、各種類のワクチンについて、都道府県ごとに少なくとも 1 か所接種可能な医療機関等を確保する必要があることには引き続き留意する必要があるが、必ずしもそのために集団接種会場を設ける必要はない。

(2) 接種券の発行について

2023 年度の接種実施に当たっても、対象者の識別やワクチン接種記録システム（VRS）への記録登録を適切に行うため、接種券を使用して実施する運用とする。

接種券の配布方法については、基礎疾患を有する者等、市町村が必ずしも所在を把握していない対象者については、第二期追加接種（4 回目接種）実施の際と同様、以下の対応例が考えられるが、各市町村において柔軟に検討して差し支えない。

【接種券配布方法の例】

- ①対象者の申請により接種券を発行する方法
- ②接種会場において接種券を発行する方法
- ③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法
- ④一部の接種対象となる可能性が高い者に接種券を送付する方法
- ⑤接種対象となり得る全ての者に接種券を送付する方法
- ⑥（医療従事者等については、）医療機関等ごとに対象を取りまとめて市町村への申請を行うこととする方法

（※1）詳細は、「新型コロナワクチン追加接種（4 回目接種）の体制確保について（その 3）」（令和 4 年 5 月 10 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「新型コロナワクチンの 4 回目接種の対象拡大について」（令和 4 年 7 月 22 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）を参照。

（※2）③の方法を採る場合にも、引き続き速やかな VRS への記録登録を行う必要があることに留意すること。

また、予防接種法第 8 条の接種勧奨の規定が適用されない重症化リスクが高くない者についても、必ずしも予め接種券を送付する必要はなく、上記の対応例も踏まえて、希望者からの申請に応じて接種券を発行する等の取扱いとすることも差し支えない。ただし、その際、接種を希望する者が確実に接種機会を把握できるよう、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条に規定する予防接種の広告等、必要な周知は引き続き行うよう留意すること。

なお、2023 年度の追加接種に係る接種券、接種済証及び接種記録書の様式については、従来のものから特段の変更を行わないこととし、引き続き各様式の接種回数欄には、当

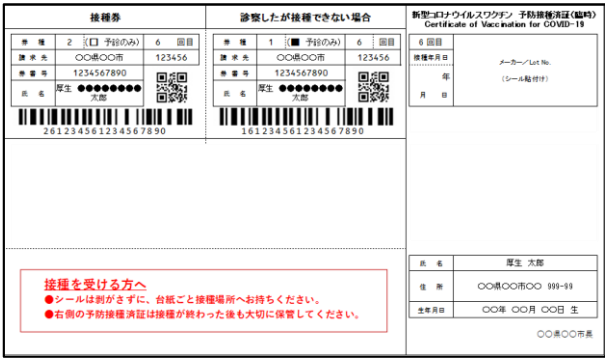
該被接種者にとっての通算接種回数を印字することとする。ただし、接種証明書の様式については、現在検討中であるため、別途お示しすることとする。（各様式の仕様については、＜参考＞を参照。）

（３）予算について

令和５年度の国庫補助の在り方については現在検討中であり、具体的な内容については追ってお示しする予定である。各自治体においては、その内容を踏まえ、予算を含め必要な措置等をお願いしたい。

<参考：2023年度の追加接種に係る各様式の仕様> ※赤字が従来からの更新箇所

接種券については、以下の①又は②のいずれかのパターンで作成することとし、接種及び接種後の事務が円滑に行える様式とすること。

パターン①	パターン②
1) 接種券一体型予診票【上質紙】  2) 接種済証【上質紙】	1) 接種券(兼)接種済証【シール素材】  2) 予診票【上質紙又は複写式用紙】 左欄の様式と同様とするが、 右上の接種券欄は上記の「接種券」を貼り付けるため空欄とする。

① 予診票の様式

予診票は、以下の仕様とする。

(再掲)

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
紙質	パターン①の場合は、上質紙 55～70kg ベースとすること パターン②の場合は、上質紙又は複写式用紙とすること とし、欄外の(※)を参照すること
その他	パターン①の場合は、原則として、住所、氏名、生年月日、性別、接種履歴欄に、被接種者の情報を印字すること パターン②の場合は、接種券の貼付け枠を設けること (縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm の接種券の収まるサイズ)

厚生労働省のホームページから予診票をダウンロードして印刷する際は、印刷画面で「カスタム倍率」を選択し、倍率を 100%として印刷を行うこと。

※ パターン①の場合、複写式用紙は、国保連における請求支払事務に当たり、OCR で読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則使用しないこと。特段の理由があり、複

写式用紙により作成する場合は、以下の2点を遵守し、上記のパターン②の様式で作成すること。

(i) 1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙(感圧紙)N60(コピー用紙と同等、0.08mm、55～70kg ベース)とすること。

(ii) 記載事項の明瞭さを考慮して、1枚目を国保連提出用とすること。

※ 予診票に色紙を使用したり、接種券の一部を着色したりする場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

② 接種券の様式

接種券の様式

項目	仕様
サイズ	接種券 1 枚当たり:縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm
紙質	(パターン②の場合) 上質紙 52～55kg ベース
糊加工	(パターン②の場合) 普通粘着以上の糊
必要枚数	・1回のみの接種を想定するため計1枚 ・(パターン②の場合)「予診のみ」の場合に利用する券を計1枚
その他	・OCR の読取りに影響のない用紙であること ・(パターン②の場合) 接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を入れるなどの加工をすること

※ (パターン②の場合) 上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することは差し支えない。

※ 接種券の一部を着色する場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

接種券の印字内容

No	印字項目	備考
1	券種	「2」とし、破線で区切り「(□予診のみ)」と印字すること
2	接種回数	「3回目」、「4回目」、「5回目」又は「6回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること ※回数は、当該被接種者についての通算の新型コロナワクチン接種回数を印字すること
3	請求先	・市町村名(都道府県名＋市町村名) ・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁) ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい ※掲載 URL https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め)

		・市町村において一意となる管理番号とすること
5	被接種者氏名	・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用バーコード (任意記載事項)	・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度 VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用 ・券種(1桁) + 回数(1桁) + 市町村コード(6桁) + 券番号(10 桁・固定値) ※バーコードとの間に2mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと
8	二次元コード	・VRS の入力支援用 ・モデル2の二次元コードとすること ・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること ・サイズ:縦 10 mm×横 10 mm (クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦 11 mm×11 mm程度)  11mm×11 mm 10mm×10 mm

※ 数字部分の文字フォントとサイズ:OCRB 9pt

※ 枠内の文字の上下と罫線の間に1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※ 「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連及び医療機関等でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。

※ パターン①の場合は、パターン②のシール貼付位置と同じ位置になるよう、枠の左上に寄せて接種券を印字すること。

接種券(予診のみ)の印字内容:パターン②の場合

No	印字項目	備考
1	券 種	「1」とし、破線で区切り「(■予診のみ)」と印字すること ※マーキング欄は、予め黒塗りした状態とすること
2	予診回数	「3回目」、「4回目」、「5回目」又は「6回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること

		※回数は、当該被接種者についての通算の新型コロナワクチン接種回数を印字すること
3	請求先	・市町村名(都道府県名＋市町村名) ・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁) ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい。 ※掲載 URL https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め) ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	被接種者氏名	・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用バーコード (任意記載事項)	・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度 VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用 ・券種(1桁)＋回数(1桁)＋市町村コード(6桁)＋券番号(10 桁・固定値) ※バーコードとの間に2mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと
8	二次元コード	・VRS の入力支援用 ・モデル2の二次元コードとすること ・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること ・サイズ:縦 10 mm×横 10 mm (クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦 11 mm×横 11 mm 程度)



※ 数字部分の文字フォントとサイズ:OCRB 9pt

※ 枠内の文字の上下と罫線の上に1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※ 「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連での接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。

(パターン①) 右上の接種券様式)

券 種	2	(☐ 予診のみ)	6	回目
請 求 先	〇〇県〇〇市			123456
券 番 号	1234567890			
氏 名	厚生 ●●●●●●●● 太郎			


 261234561234567890

(参考)寸法図

券 種	タテ 4.5mm		目 回
請求先	タテ 4.5mm	市町村CD	
券番号	タテ 4.5mm		
氏 名	タテ 8.5mm	 QR コード 10×10mm	
NW-7/バーコード			
OCRライン(篆文字サイズ 2mm×2mm)OCRB 9pt			

(パターン②様式)

〒110-8516
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生 太郎

あなたの接種券番号 (10 桁)
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

**新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。**

**接種を受けるときは、
この用紙と予防接種票を忘れずにお持ちください。**

接種券			
※ 姓	ア (姓) 太郎	※ 区	1 区
※ 氏名	〇〇〇〇太郎	※ 市	1 市
※ 生年	1234567890	※ 県	1234567890
※ 性別	男	※ 年齢	〇歳〇〇歳

接種した日接種できない場合	
接種した日	接種できない日
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日

新型コロナウイルスワクチン 予防接種票(国納)
Certificate of Vaccination for COVID-19

接種券番号

姓 氏名

区 市 県

接種を受ける方へ

●接種会場へ行くときは、必ずこの用紙と接種票を持参してください。

●接種券の予防接種票と証明書の両方を大切に大切に保管してください。

※ 区 市 県

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

接種券番号 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

新型コロナウイルス接種記録

回数	接種年月日	メーカー	Lot No.
1回目	年 月 日		
2回目	年 月 日		
3回目	年 月 日		
4回目	年 月 日		
5回目	年 月 日		

*が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録簿、接種証明書等によって証明されます。

※ 自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に接種券

番号や1～5回目接種の記録など、任意の記載事項を印字することも考えられる。

※ 1～5回目接種の記録を印字する場合は、1～5回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー／Lot No.を印字することで、本様式を1～6回目接種の接種済証とすることが可能である。なお、その際は、以下の点に留意すること。

- ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
- ・ 当該市町村において1～5回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「＊」等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
- ・ 「＊」等を印字する場合は、1～5回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生まないよう、欄外に「＊が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載することが考えられること。
- ・ 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。
- ・ 印字のためにシステム改修を行う市町村においては、例えば、予め1～7回目分の印字を行うことを想定してシステムの設定を行うなど、今後、更に記載すべき接種回数が増えた場合にも、都度改修を行わずとも、柔軟に対応できるようなシステム改修を検討すること。

接種済証

接種済証の様式:パターン①の場合

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※宛名送付台紙と兼ねる様式とすること(任意)
紙質	上質紙 55～70kg ベース
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を1枚

※ 下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、様式のサイズ、紙質等は適宜変更して差し支えない。

(参考)パターン①の場合の様式イメージ

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生 太郎

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

接種を受けるときは、
この用紙と予防接種券を忘れずにお持ちください。

この用紙は、あなたが新型コロナウイルスワクチン接種をした事実
を証明する大事な用紙ですので、接種後、大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号: _____

6 回目	氏 名	厚生 太郎
接種年月日	住 所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
年	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
月		〇〇県〇〇市長
日		

メーカー/Lot No.
(シール貼付け)

新型コロナウイルス接種記録

接種回数	接種年月日	メーカー	Lot No.
1 回目	年 月 日		
2 回目	年 月 日		
3 回目	年 月 日		
4 回目	年 月 日		
5 回目	年 月 日		

※ ＊が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

- ※ 自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に1～5回目接種の記録など、任意の記載事項を印字することも考えられる。
- ※ 1～5回目接種の記録を印字する場合は、1～5回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー/Lot No.を印字することで、本様式を1～6回目接種の接種済証とすることが可能である。なお、その際は、以下の点に留意すること。
 - ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
 - ・ 当該市町村において1～5回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「＊」等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
 - ・ 「＊」等を印字する場合は、1～5回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生まないよう、欄外に「＊が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載することが考えられること。
 - ・ 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。
 - ・ 印字のためにシステム改修を行う市町村においては、例えば、予め1～7回目分の印字を行うことを想定してシステムの設定を行うなど、今後、更に記載すべき接種回数が増えた場合にも、都度改修を行わずとも、柔軟に対応できるようなシステム改修を検討すること。

接種済証の様式:パターン②の場合

項目	仕様
サイズ	縦 99.0～105.0mm×横 63.0mm ※タイトル部分は除く

紙質	上質紙 52～55kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を1枚
その他	最上部の表題、 6回目等 記載欄及び被接種者等情報欄はそれぞれ切り離すことができないようにすること(ミシン目は不要)

※ 下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、接種済証部分のレイアウトは適宜変更して差し支えない。

接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	3回目、4回目、5回目 又は6回目 → 計1枚 ※回数は、当該被接種者についての通算の新型コロナワクチン接種回数を印字すること
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー／Lot No.	医療機関等でワクチンシール(Lot No.)を貼付するため、記入領域を設けること
4	被接種者氏名	20文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
5	被接種者住所	住民票に記載されている住所を印字すること
6	被接種者生年月日	被接種者の生年月日を印字すること
7	首長名	「都道府県名＋市町村長名」を記載(首長の個人名は印字しないことも可能)

接種記録書

接種記録書の様式

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
その他	・氏名、住所、生年月日、券番号は被接種者本人に手書きで記載させること

※ 氏名等の偽装等の防止のため、発行時に、氏名等の記載を接種券等と照合すること。

(参考)接種記録書のイメージ

新型コロナワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

国章					
接種年月日	メーカー／Lot No. (シール貼付)	氏名			
年		住所			
月		生年月日: 年 月 日			
日		接種券番号:			
接種会場					

新型コロナワクチンの接種を受けた方へ

○ この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。
 ○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナワクチンに関する相談先

○ ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
 ➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
 ○ 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
 ➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



※ 「新型コロナワクチンの接種を受けた方へ」の記載内容については、適宜変更して差し支えない。

接種記録書の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	○回目(回数部分を追記できるように、1文字分空白を開けておくこと)
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー ／Lot No.	医療機関等で記入及びワクチンシール(Lot No.)を貼付するため、記入領域を設けること
4	接種会場	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
5	被接種者氏名	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
6	被接種者住所	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
7	被接種者生年月日	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
8	券番号	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること

以上